

○経済産業省令第四号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣 赤澤 亮正

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―第四条）	目次 第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 ボイラー等及びその附属設備（第五条
― 第十一条）

第三章 蒸気タービン及びその附属設備（第十
二条―第十七条）

第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十
八条―第二十三条の二）

第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四
条―第二十九条の二）

第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条
の二）

第七章 液化ガス設備（第三十七条―第五十四
条）

第八章 ガス化炉設備（第五十五条―第六十八

第二章 ボイラー等及びその附属設備（第五条
― 第十一条）

第三章 蒸気タービン及びその附属設備（第十
二条―第十七条）

第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十
八条―第二十三条の二）

第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四
条―第二十九条の二）

第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条
の二）

第七章 液化ガス設備（第三十七条―第五十四
条）

第八章 ガス化炉設備（第五十五条―第六十八

条)

第八章の二 バイオマス燃料設備 (第六十八条

の二―第六十八条の六)

第九章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固

形化した燃料の貯蔵設備 (第六十九条

―第七十三条)

第九章の二 スターリングエンジン及びその附

属設備 (第七十三条の二―第七十

三条の六)

第十章 溶接部 (第七十四条)

第十一章 雑則 (第七十五条)

附則

条)

第八章の二 バイオマス発電設備 (第六十八条

の二)

第九章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固

形化した燃料の貯蔵設備 (第六十九条

―第七十三条)

第九章の二 スターリングエンジン及びその附

属設備 (第七十三条の二―第七十

三条の六)

第十章 溶接部 (第七十四条)

第十一章 雑則 (第七十五条)

附則

第八章の二 バイオマス燃料設備

(バイオガス発電設備の技術基準)

第六十八条の二 バイオガス発電設備（バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次条において同じ。）を原材料とする燃料を加熱、発酵その他の処理によりガスを発生させ、当該ガスを発電の用に供するものであつて、一日のガス発生能力が標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう。）

第八章の二 バイオマス発電設備

(バイオマス発電設備の技術基準)

第六十八条の二 バイオマス発電設備（バイオマス燃料（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を加熱、発酵その他の処理によりガスを発生させ、当該ガスを発電の用に供するものであつて、一日のガス発生能力が標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう。）において三百立方メートル以上であり、ガス

において三百立方メートル以上であり、ガスの圧力が〇・一メガパスカル未満（ゲージ圧力をいう。）のもの（第八章ガス化炉設備は除く。

）をいう。以下同じ。）の燃料設備の技術基準については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百一号）第六条（第二項、第三項、第七項及び第八項を除く。）、第九条から第十一条まで、第十三条（第四項を除く。）、第十四条（第三号イ及びロ、第四号、第九号並びに第十号を除く。）、第十五条（第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第二項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十六条

の圧力が〇・一メガパスカル未満（ゲージ圧力をいう。）のもの（第八章ガス化炉設備は除く。）をいう。以下同じ。）の技術基準につい

ては、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百一号）第六条（第二項、第三項、第七項及び第八項を除く。）、第九条から第十一条まで、第十三条（第四項を除く。）、第十四条（第三号イ及びロ、第四号、第九号並びに第十号を除く。）、第十五条（第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第二項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項

第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第四十三条第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条（第一項の表（１））、第二項、第三項及び第四項第二号を除く。）、第五十三条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、同省令の規定中「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と、「ガス事業者」とあるのは「電気工作物を設置する者」と読み替えるものとする。

、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第四十三条第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条（第一項の表（１））、第二項、第三項及び第四項第二号を除く。）、第五十三条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、同省令の規定中「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と、「ガス事業者」とあるのは「電気工作物を設置する者」と読み替えるものとする。

2 バイオガス発電設備には、その規模に応じて適切な防火設備を適切な箇所に設けなければならない。

(粉じんの除去)

第六十八条の三 木質バイオマス等発電設備(木質バイオマス(バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。)又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。))のうち固体であるもの(以下「木質バイオマス等固体燃料」という。)を発電の用に供するものをいう。)に属する木質バイオマス等固体燃料の受入設備(以下「木質バイオマス

2 バイオマス発電設備には、その規模に応じて適切な防火設備を適切な箇所に設けなければならない。

〔新設〕

等固体燃料の受入設備」という。）、運搬設備（以下「木質バイオマス等固体燃料の運搬設備」という。）及び貯蔵設備（以下「木質バイオマス等固体燃料の貯蔵設備」という。）にあつては、木質バイオマス等固体燃料から発生する粉じんについて、爆発又は火災の発生を防止できる程度に堆積、飛散又は浮遊しない状態を維持するための適切な措置を講じなければならない。ただし、木質バイオマス等固体燃料から粉じんが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

（異物の除去）

第六十八条の四 木質バイオマス等固体燃料の受

〔新設〕

入設備又は木質バイオマス等固体燃料の運搬設備のいずれかについては、木質バイオマス等固体燃料に混入する異物と当該運搬設備との接触による異常な摩擦熱若しくは火花の発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するため、当該異物を除去するための適切な措置を講じなければならぬ。ただし、木質バイオマス等固体燃料に異物が混入するおそれがない場合は、この限りでない。

（異常な摩擦熱等の対策）

第六十八条の五 木質バイオマス等固体燃料の運

〔新設〕

搬設備にあつては、当該設備の摺動若しくは接触による異常な摩擦熱若しくは火花の発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。ただし、設備の摺動若しくは接触による異常な摩擦熱又は火花が発生するおそれがない場合は、この限りでない。

(発酵等による異常な発熱等の対策)

第六十八条の六 木質バイオマス等固体燃料の貯蔵設備にあつては、燃料の性質等に応じて、木質バイオマス等固体燃料の発酵、化学反応その他の事象による異常な発熱若しくは可燃性のガ

〔新設〕

スの発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するための適切な措置を講じなければならぬ。ただし、発酵、化学反応その他の事象によつて、木質バイオマス等固体燃料が異常に発熱し、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している第六十八条の三に規定する木質バイオマス等発電設備については、なお従前の例による。